

令和5年度 第3回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月23日（金） 午後1時30分から

2. 開催場所 知名町役場 会議室

3. 出席委員（15人）

会長	1番	先 間 秀 明
委員	2番	田 尻 博 樹
委員	5番	永 吉 雄 子
委員	6番	川 畑 伸 之
委員	7番	西 登 美 勝
委員	8番	池 沢 清 良
委員	9番	市 來 真 吾
委員	11番	森 由 美 子
委員	12番	川 内 清 弘
委員	13番	神 田 三十志
委員	14番	幸 山 利 忠
委員	15番	沖 道 人
委員	16番	芦 村 利 広
委員	17番	田 畑 則 仁
委員	18番	前 田 博 徳

4. 欠席委員（2人）

委員	3番	東 正 亮
委員	10番	榮 米 子

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第9号 知名町地区農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第11号 知名町農地利用最適化推進委員候補者の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局次長 森田 太樹 主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	ただ今から、令和5年度第3回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。 本日は東委員、榮委員が欠席ですが、総会は成立します。それでは、会長より会務報告をお願いします。
会長	前回総会からの会務報告をさせていただきます。 5/26 令和5年度国営沖永良部土地改良事業促進協議会 総会 5/30 沖永良部島畑地かんがい営農推進協議会 監査 6/12 知名町農業者年金受給者会役員会 6/22 令和5年度知名町4HC 総会 以上です。
議長	これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1 議事録署名委員および会議書記の指名を行います。 知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、5番永吉委員、6番川畑委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記に、事務局職員の森田氏と南郷氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。
議長	それでは、日程第2の議題事項に入らせて頂きます。 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第4号について、報告します。 1番 下城字奥河田〇〇1,069㎡を含む計2筆 2,483㎡、〇〇さんから相続により兵庫県神戸市〇〇さん、平成28年1月24日相続、あっせん希望なしです。
議長	ただ今の報告第4号について、何かご意見、ご質問ありますか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、報告第4号は終わります。 次に、報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について、報告します。 1番 正名字城籠堂〇〇 畑2,551㎡、正名〇〇さんから正名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年6月1日、引渡日が令和5年6月1日です。

	2 番 正名字千間〇〇 畑1,043㎡を含む計15筆 23,356㎡、正名〇〇さんから正名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約日が令和5年6月1日、引渡日が令和5年6月1日です。 3 番 正名字上里〇〇 畑5,368㎡、正名〇〇さんから正名〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和5年6月1日、引渡日が令和5年6月1日です。 4 番 芦清良字前兼久〇〇 畑5,297㎡、芦清良〇〇さんから芦清良〇〇さんへの利用権の設定、合意解約をした日が令和5年6月5日、引渡日が令和5年6月30日です。 以上です。
議長	はい、ありがとうございました。 報告第5号について、ご質問・ご意見ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明させていただきます。 【議案第8号について朗読】 議案第8号は、売買1件、贈与5件です。 1 番 正名字城籠堂〇〇 2,551㎡、贈与。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。 2 番 正名字千間〇〇 1,043㎡を含む計15筆 23,356㎡、贈与。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さんです。 3 番 竿津字登々美川〇〇 438㎡、売買。譲渡人 兵庫県神戸市〇〇さん、譲受人 竿津〇〇さん、対価〇〇円です。 4 番 下平川字吉川所〇〇 284㎡を含む計5筆 6,641㎡、贈与。譲渡人 下平川〇〇さん、譲受人 下平川〇〇さんです。 5 番 芦清良字兼久田〇〇 265㎡、贈与。譲渡人 芦清良〇〇さん、譲受人 芦清良〇〇さんです。 6 番 瀬利覚字上山田〇〇 531㎡、贈与。譲渡人 鹿児島市〇〇さん、譲受人 瀬利覚〇〇さんです。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。 4 番については、議事参与の制限により15番委員は退室してください。 4 番を先に審議します。

	(1 5 番委員退室)
1 4 番委員	4 番説明します。 譲渡人と譲受人は親子です。譲受人は、サトウキビ、バレイショ、マンゴーを栽培しており、機械類は、全て揃っております。 畑は、4 筆が耕耘して植付準備中で1 筆はサトウキビが栽培されていきました。 ご審議よろしく申し上げます。
議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	ないようですので、4 番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、4 番は許可決定とします。
	(1 5 番委員入室)
議長	次に1 番～3 番、5、6 番について、地区担当委員から説明をお願いします。
7 番委員	1 番、2 番説明します。 1 番、2 番の譲受人は一緒に、認定新規就農者でサトウキビとばれいしょを栽培しており、機械類も一式揃っております。 1 番の譲渡人とは祖父と孫の関係、2 番の譲渡人とは親子です。 ご審議宜しく申し上げます。
1 番委員	3 番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、主にサトウキビを作っており、機械等も揃っております。 畑は、譲受人の自宅に隣接しており、野菜畑として活用する予定です。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 6 番委員	5 番説明します。 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人は、主にバレイショを作っており、機械等も揃っております。 畑について、両方で話し合い、今回贈与することになりました。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
1 8 番委員	6 番説明します。 譲渡人と譲受人は伯父と甥の関係です。譲受人は、さとうきび、ばれいしょを作っており機械等も揃っております。 ご審議よろしく申し上げます。

議長	事務局並びに地区担当委員から説明がありました。 ご質問があれば挙手をお願いします。
	(なしの声あり)
議長	議案第 8 号について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 8 号は許可決定とします。 次に、議案第 9 号知名町地区農用地利用集積計画（案）について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	議案第 9 号－ 1 知名町地区農用地利用集積計画（案）について、説明します。 今月は利用権設定が 3 件です。 【議案第 9 号－ 1 について朗読】 利用権の設定 1 番 1 余多字石原〇〇 2,931㎡ 使用貸借 10年の新規設定となっています。 2 番 1 上平川字花城〇〇 3,323㎡ 貸貸借 10年の新規設定となっています。 3 番 1 屋者字高アタ子〇〇 1,508㎡ 貸貸借 4年の新規設定となっています。 次の所有権移転、説明します。 1 番 屋子母字真ガン竿〇〇 2,436㎡を含む計6筆 11,430㎡ 農地売買等事業により、兵庫県尼崎市〇〇さんから鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円で所有権の移転予定となっています。 次に、議案第 9 号－ 2 中間管理事業に係る利用権設定（一括方式）について、説明します。 1 番 貸出者は瀬利覚〇〇さん、屋者字高アタ子〇〇2,663㎡ 貸貸借期間が10年間、配分予定者は下平川〇〇さん認定農業者です。 2 番 貸出者は沖縄県那覇市〇〇さん、正名字池原〇〇 823㎡、 貸貸借期間が10年間、配分予定者は正名〇〇さん基本構想水準到達者です。 3 番～ 4 番 貸出者は正名〇〇さん、正名字池原〇〇 683㎡を含む計2筆 1,203㎡、貸貸借期間が10年間、配分予定者は正名〇〇さん基本構想水準到達者です。

	5 番 瀬利覚〇〇さん、瀬利覚字兼久〇〇 369㎡、賃貸借期間が10年間、配分予定者は知名〇〇さんです。 6 番 瀬利覚〇〇さん、瀬利覚字兼久〇〇 228㎡、賃貸借期間が10年間、配分予定者は知名〇〇さんです。 7 番～8 番 瀬利覚〇〇さん、瀬利覚字兼久〇〇 186㎡を含む計2筆 328㎡、賃貸借期間が10年間、配分予定者は知名〇〇さんです。 9 番 瀬利覚〇〇さん、瀬利覚字奥那二〇〇 72㎡、賃貸借期間が10年間、配分予定者は瀬利覚〇〇さんです。 10番～13番 機構貸出 芦清良字ハン当〇〇 5,205㎡を含む計3筆 9,248㎡、貸借期間が4年5か月、配分予定者は芦清良〇〇さん、認定新規就農者です。 以上、農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	はい、それでは事務局の説明に対して、補足説明を地区担当委員にお願いいたします。
1 3 番委員	1 番 貸人と借人は夫婦です。借人は、主にバレイショを作っており、機械類も揃っております。
1 4 番委員	2 番説明します。 借人の経営内容については、和泊町の方なので事務局からお願いします。 畑については、耕耘されてありました。
1 5 番委員	3 番説明します。 貸人と借人は知人になります。借人は今年帰ってこられて、今後、認定新規就農者の申請を予定しております。これからさとうきびを中心に農業をする計画となっており、隣の畑と一体的に利用したいとのことです。 機械類は、親のものをリースする予定です。
事務局	2 番、貸人と借人は知人です。 営農計画書を確認しますと、ばれいしょとサトイモを合わせて約 1 ha栽培しており、機械類も揃っております。
議長	はい、それでは、ただ今の事務局の説明及び地区担当委員からの補足説明に対して、ご意見・ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第 9 号に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	はい、全員賛成ですので、ただ今の議案第9号 知名町地区農用地利用集積計画については、決定いたします。
議長	議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について説明します。 申請人 正名〇〇さん、土地の表示 正名字稚牧〇〇1,172㎡、事業計画は農業用倉庫、資材置き場、農用車両置き場です。施設の概要として、農業用倉庫 194.16㎡、資材置き場 120.0㎡、農用車両置き場 90.0㎡、合計404.16㎡となっており、所要面積はそれぞれ540.0㎡、345.0㎡、287.0㎡ 計1,172.0㎡です。資金調達計画として、建築費〇〇万円、自己資金〇〇円、その他〇〇円です。 申請地の農地区分は第1種農地で原則不許可ですが、不許可の例外として農業用施設に該当し許可相当と思われます。
議長	地区担当委員から補足説明がありますか。
7番委員	〇〇さんは、さとうきびとユリ球根を栽培しており、農業用倉庫や農業用資材置き場、農業用車両置き場が必要とのことでした。
議長	ご質問、ご意見ございますか。
	(なしの声あり)
議長	議案第10号に、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、有難うございます。議案第10号は、許可決定とします。 次に議案第11号、知名町農地利用最適化推進委員候補者の決定について、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第11号について、説明します。 農地利用最適化推進委員は、農業委員会法の改正により、農業委員会が委嘱することになっており、本町の定数は、9名となっております。 農業委員の募集と併せて農地利用最適化推進委員の募集を行い、審査のうえ候補者として認めたものです。 本総会で候補者を決定し、新体制で審議し委嘱することになります。 総会資料13～14ページにあります9名が農地利用最適化推進委員の候補者です。 ご審議、よろしくお願いします。

議長	事務局から説明の説明に対し、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それでは、事務局から説明のあった農地利用最適化推進委員の候補者を決定したいと思います。が、議事参与に該当する方は、退出してください。
	(6番委員、8番委員、11番委員、16番委員、17番委員 退出)
議長	事務局から説明のあった9名の方を候補者として決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	議案第11号については、原案のとおり決定とします。
議長	以上を持ちまして、議題事項は終了いたします。 それでは、その他について事務局からお願いします。
事務局	次回総会 7月14日午後1時30分から予定しております。 最後の総会になりますので、よろしくお願いします。
議長	以上で、第3回知名町農業委員会定例総会は、これをもって閉会いたします。 ご苦労さまでした。

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和 5年 6月23日

議 長 先 間 秀 明

署名委員 永 吉 雄 子

署名委員 川 畑 伸 之